

令和8年第7回定例会

江東区教育委員会会議録

令和8年7月24日（金）

江東区教育委員会

令和 8 年 第 7 回 江 東 区 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和 8 年 7 月 2 4 日（金）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 閉会年月日 令和 8 年 7 月 2 4 日（金）午前 1 0 時 1 5 分
- 3 開 会 場 所 江東区役所
- 4 出 席 委 員 本多健一朗（教育長）、鈴木清人（教育長職務代理者）、
浅野美智子、大久保善子、安部敏啓
- 5 出 席 職 員 青柳教育委員会事務局次長、
梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、
瀧澤庶務課長、西隈教育政策推進担当課長、
松崎学校施設課長（整備担当課長兼務）、瀧川学務課長、
金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
阿久津教育支援課長（教育センター所長兼務）、野沢地域教育課長、
吉木江東図書館長
- 6 議 題
日程第 1 議案第 4 4 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 7 報告事項
（1）令和 8 年第 2 回区議会定例会（教育委員会関係）について（文教委員会報告）
- 8 審 議 概 要
本 多 教 育 長 それでは、ただいまより令和 8 年第 7 回江東区教育委員会定例会を開会いたします。
本日の会議について傍聴したい旨、1 名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。
(傍聴人入室)
本 多 教 育 長 それでは、本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、浅野委員にお願いいたします。
それでは、審議に入ります。日程第 1 議案第 4 4 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。本案について、事務局より説明願います。
次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第44号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

令和8年7月24日。

提出者 江東区教育委員会教育長 本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 では、本件について御説明をいたします。

資料1を御覧ください。

まず、改正案の概要です。

項番1、趣旨につきましては、（1）にありますように、江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正に伴い、規則を改正するものでございます。

（2）改正内容といたしましては、これまで「公の職務の執行」と包括的に規定していた部分について、裁判員や証人などとして官公署へ出頭する場合を具体的に明記し、制度の対象範囲を明確にするものでございます。休暇の趣旨や取扱い自体に大きな変更はございません。

表記については、2枚目にあります新旧対照表のとおりでございます。

項番の（4）施行期日は、令和8年9月1日からでございます。

説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。
安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。不勉強なので知識として教えてください。
この公民権行使等というのは、有給休暇を伴わないようなお休みみたいなことになりますか。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 御指摘のとおりでございます。こちらのほうにも包括的に記載してありますけれども、いわゆる裁判員裁判への出席あるいは証人、鑑定人への出頭、そういったところでのいわゆる公の職務を執行するに当たってということで、こちらは公務に準ずる内容になりますので、公民権行使ということで、有給休暇とは別に行使休暇というものを設定するものになってございます。

以上になります。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。例えばなんですけれども、先生が授業をしなければいけないというときに、こういう事案になったときには、どちらが優先されるんですか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧 澤 庶 務 課 長 そちらの執行を実際に行うものの内容についてですが、例えば裁判員裁判等ですと、当然、出頭の義務が生じる場合ですと、本来の職務よりも優先するという形になりますけれども、まず本来は当然、公務員でございますので、まず職務を全うしていただいて、その上でどれか該当するようなものがあれば、いわゆる年次有給休暇で本人の勤務から離れるというのではなくて、公民権行使ということで一定の公権力を行使するような関係の休暇ということで、別途設定されているものでございます。以上になります。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第1につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1 令和8年第2回区議会定例会（教育委員会関係）について（文教委員会報告）を説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 それでは、令和8年第2回区議会定例会について御報告いたします。資料2を御覧願います。6月19日の文教委員会につきまして御報告いたします。

1ページを御覧願います。議題は記載の37件です。議題の1及び2は、先日の教育委員会で御審議の上、御決定いただいたものでございます。議会においても全て可決されました。

次に、議題3から議題36までが陳情でございます。新規及び動きがあったもののみ御説明いたします。

議題24 7陳情第32号の4、小学生がもっと区で楽しめるように、そして健康でいられるための陳情は、文教正副委員長が陳情者に区の取

組状況等を説明し、取下げとなりました。

議題3 2 8陳情第1 6号、公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情は、本年3月の辺野古沖転覆死亡事故を受けて、修学旅行等の安全管理の徹底と政治的中立などを求める陳情で、教育委員会としては学習指導要領に基づき安全管理を適切に行い、政治的中立性にも配慮して実施している旨、答弁いたしました。

議題3 3 8陳情第1 8号、江東区立幼稚園の今後の在り方に関する陳情は、議題2 1 7陳情第1 9号及び議題2 5 7陳情第3 3号を取下げ、新規陳情として私立幼稚園協会から提出されたものです。区立幼稚園の在り方の適切な見直し及び私立幼稚園の財政支援等を求める内容となっております。継続審査となっております。

議題3 4 8陳情第1 9号の2、放課後及び長期休暇中における障害児支援体制の拡充に関する陳情は、放課後及び夏休み等の長期休業中の障害児の預かり先として、都立特別支援学校での学童設置、江東きつずクラブでの障害児受入れ枠増や選考基準の見直しを求める内容でした。都立特別支援学校での放課後こども教室の取組や江東きつずクラブ選考基準の説明、引き続き障害児の受入れ枠の増や体制強化に取り組んでいく旨、答弁いたしました。

議題3 5 8陳情第2 0号及び議題3 6 8陳情第2 1号は、小中学校のプールに関する陳情で、小中学校のプールの存続、屋内プールの設置、学校でのプール指導の存続を求める内容となっております。現在、教育委員会では、プールの在り方を多角的に検討しており、今年度は民間事業者へのプール指導委託の試行、拠点校方式の検討、プール設置経費の見積など、児童生徒が水難事故から身を守るためのプール指導について、よりよい方向性を検討している旨、答弁いたしました。

次に、2の報告事項でございます。記載の8件でございますが、いずれも教育委員会におきまして御報告、御協議をいただいた案件でございますので、説明は省略させていただきます。

3の協議事項、（1）令和9年度東京都に対する要望事項については、特段ございませんでした。（2）通学区域の指定校変更については、教育委員会におきまして御報告、御協議をいただいた案件でございます。

以上、簡単ですが、令和8年第2回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
大久保委員。

大 久 保 委 員 1つ質問よろしいですか。ありがとうございます。
プールのお話、陳情が出ていたんですけど、ちょうど今、夏休みということで、保護者の間で夏休みのプール授業、昔、昔って私のこども時

代もやっていたんだけど、今はどこか小学校、中学校で夏休み中にプールの授業をやっているところがあるのかなと思って、御質問してもよろしいですか。

西限教育政策推進担当課長 夏季水泳指導につきましては、小学校では実施している学校はございません。中学校につきましては3校が実施しているという状況でございます。
以上でございます。

大久保委員 ありがとうございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 16番の6陳情第69号、区立中学校のTGGの参加に関する陳情という件なんですけど、こちら自分あまり理解できていなかったんですけども、まず陳情としてはどういうものだったか、一旦教えていただくと助かるんですが。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 こちらの趣旨は、TGGを活用してほしいという旨と、全学年、1、2、3年生、全ての学年で活用してほしいという内容になっています。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。その上で、今、基本的にはTGGを活用していると思っていたので、かみ合わないなと思ってしまったんですが、現状としてはこの陳情に対して不足しているというか、今、実施している状況を教えてください。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 現在、中学生は2年生が全学校で行くようになっておりまして、答弁としましては、その成果検証ですとか、学校の様子などを聞きながら考えていくというような状況で回答しております。
以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。もう一つ、報告事項のほうの、ちょっと外れ

て申し訳ないんですけど、カナダの短留の件なんですけど、行っている保護者から無事着いたようですと写真を連携いただいて、楽しくしてくれているなと思っていて、その後、今、状況など報告を受けていれば共有いただける範囲でお願いできますか。

本 多 教 育 長 指導室長。

金 指 指 導 室 長 参加している生徒の保護者には、すぐ一で1日1回、様子を写真付きで配信しているところですが、現在のところ、皆さん元気で行程どおり過ごせているという状況です。

以上です。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 陳情のほうで、新規の陳情の34番、8陳情19号の2です。これは障害児の支援体制の拡充となっていますけれども、陳情の内容をもう一回確認したいので教えていただきたいのと、それから、今、本区ではどのような体制でやっているのか、お聞きしたいのですが。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

野沢地域教育課長 議題34の陳情の中身ですが、放課後や長期休暇期間中の預かり先として、障害児の場合には放課後等デイサービスの利用とかありますけれども、その時間延長に対する支援体制を整備するとともに、都立の特別支援学校内への学童設置を求める意見書、江東区でいいますときっずクラブB登録にあたりまして、これが学童クラブ機能を持っておりますので、それを求める意見書を東京都に提出すること、こういったものが一つの趣旨としてあります。

そのほか、文教委員会のほうでは、放課後の居場所づくり、地域資源と連携した障害児の居場所づくりや支援体制の検討であるとか、あとはきっずクラブの障害児の受入れ枠の増員や体制強化、そういったことに関する内容の陳情になってございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 今の陳情に対する答弁があったと思うのですが、もう一度、どんな答弁だったか教えてください。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

野沢地域教育課長 答弁の内容でございますけれども、都立の特別支援学校内に関するものでは、特別支援学校内の学童クラブの設置に関しましては、学童クラブの設置は市区町村が行うものという、まず制度の説明をした上で、都立の特別支援学校では放課後こども教室、江東区ですときっずクラブのA登録に当たるものなんですけど、そういったものを実施している学校があることの状況を説明したところでございます。

また、障害児の受入れ枠につきましては、受入れに当たっては障害の程度によりますが、入会審査会などを実施した上で、受入れをしている状況を説明するなど、障害児の受入れ状況を説明したところでございます。

以上でございます。

鈴 木 委 員 ありがとうございました。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。

以上で本日の審議が終了しましたので、傍聴人の方は事務局の指示に従い御退室願います。

(傍聴人退室)

本 多 教 育 長 それでは、以上をもちまして、令和8年第7回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。